

様式第 4 号

誓約書

岡崎市総合事業住民主体訪問型サービス事業を実施するに当たり、次の事項を遵守します。

- 1 従事者等の清潔の保持・健康状態の管理のための対策を講じます。
- 2 従事者等又は従事者等であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。
- 3 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合に、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、事故の状況及び処置についての記録、損害賠償等その他必要な措置を講じます。
- 4 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、岡崎市に必要な事項を届け出ます。また、その際には利用者に対しての必要な便宜を図ります。
- 5 要綱に規定された、従事者等の要件を確認できる書類等を備えます。
- 6 サービスを提供するに当たって、総合事業の対象者である利用者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受けていないことが判明した場合には、速やかに利用者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受けられるよう、介護予防支援事業者又は地域包括支援センターに連絡します。

団体名： _____

代表者名： _____ ()

()本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。